

第三期三重県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について

1 三重県子ども・子育て支援事業支援計画について

1) 本計画の策定意義等

①策定の根拠

この計画は、「子ども・子育て支援法」第 62 条第 1 項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」といいます。）に即して策定します。

②計画の内容

県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「県計画」といいます。）は、実施主体である市町が市町子ども・子育て支援事業計画（以下「市町計画」といいます。）に基づき、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策を実施するための本県の子ども・子育て支援の方向性をまとめたものです。

2) 市町子ども・子育て支援事業計画との関係

市町では、市町計画において、各年度の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、量の見込みに対応する確保方策を定めます。

県は、県計画において、各市町の市町計画の量の見込み（数値）および確保方策（数値）を取りまとめ、県全域の量の見込みおよび確保方策として定めます。

3) 県が策定する関連計画との関係

①三重県こども計画（仮称）

こども基本法第 10 条第 1 項に基づき策定される「三重県こども計画（仮称）」は、国の「こども大綱」をふまえた、本県のこども施策に関する総合的な計画であり、令和 6 年度までを計画期間とした現行の「第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を踏まえた次期計画として令和 6 年度に策定を進めています。

県計画は、この「三重県こども計画」の関連計画として整合を図ります。

②三重県社会的養育推進計画・三重県ひとり親家庭等自立促進計画

県計画の計画項目のうち、「児童虐待防止対策の充実」、「社会的擁護の充実」、「母子家庭および父子家庭の自立支援の推進」については、「三重県社会的養育推進計画」や「第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画」との整合を図ります。

2 第三期計画の策定について

1) 策定の方針

- ①第二期計画における取組状況や残された課題等を踏まえ、計画内容の見直しを行います。
- ②基本指針で示された新たな内容や最近の状況変化等に対応します。
- ③独自に、本県の重要課題（例えば、「待機児童ゼロ」など）に対応する取組についても、トピック的に盛り込む。

2) 計画の構成（骨子）

本計画の構成は、基本指針に定められた内容に即して設定します。
詳細は、「別添1」を参照願います。

3) 計画策定のスケジュール

本計画は、本会議における議論やパブリックコメントによる意見等を踏まえながら策定していきます。
詳細は、「別添2」を参照願います。